

営業再開支援補助金のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受けた
事業者が行う営業再開の取組を支援します

1次締切：令和6年7月19日(金) 4次締切：令和6年11月1日(金)
2次締切：令和6年8月23日(金) 5次締切：令和6年12月13日(金)
3次締切：令和6年9月27日(金)

※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

補助対象者

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

要件

- 市町等による被害判定が「半壊以上」であること
- 地元等での**事業再建計画を策定**すること

補助額・補助率

補助上限額 **300万円**

補助率 **2／3** (小規模事業者) 、 **1／2** (中小企業)

補助対象経費

営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費

仮店舗用コンテナの購入、仮作業場・仮倉庫の整備、
キッチンカー車両の購入、簡易な仮施設の建築 等

※施設等整備費が対象のため、修繕費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
災害発生日（令和6年1月1日）まで遡及適用

補助対象事業

✓ 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費が対象

- 仮設店舗用のコンテナハウスの購入
- 仮設事務所用のトレーラーハウスの購入
- 商品や資材保管用の仮倉庫の購入
- 簡易な仮作業施設の建築（自社施工の場合は材料費のみ対象）
- キッチンカー用の車両の購入（トラックやバン等）

✓ 仮施設等の整備に当たらない修繕費や賃借料は対象外

- 既存店舗の修繕（持続化補助金やなりわい補助金を活用ください）
- 仮店舗で使用する機材の導入費（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗の賃借料（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗として活用出来ない一般車両の購入（営業車含む）

スケジュール

①申請書類 提出（郵送）

1次〆切 7.19(金)、2次〆切 8.23(金)、
3次〆切 9.27(金)、4次〆切 11.1(金)、
5次〆切 12.13(金) それぞれ必着

②交付決定(採択)通知

1次～5次〆切毎に審査し、通知

事業完了後（～R7.1.31(金)まで）、
③実績報告書・請求書 提出

〆切 R7.2.28(金) 必着

※5次については、事業完了 R7.2.12(水)まで
実績報告書提出 R7.3.7(金)まで となります

④補助金の額の確定通知・支払い

※補助金の支払いは、事業終了後、精算払（後払い）となります

申請者
補助金事務局

お問合せ先

■ 営業再開支援補助金事務局：0120-046-768

■ 石川県 商工労働部 経営支援課：076-225-1525